清須市こどもおむつ券特定事業者登録について

【概　　要】　　　人口減少対策における子育て支援の一環として、おむつ券を配布

【対応物品】　　　おむつ（紙・布）のみ

【助成金額】　　　生後6か月頃及び10か月頃に5,000円（1,000円×5枚）ずつを配布

【利用方法】　　　1,000円単位での利用。おつりの対応はしない

【有効期間】　　　生後6か月頃の児に配布するおむつ券は生後11か月の末日まで

　　　　　　　　　生後10か月頃の児に配布するおむつ券は生後1歳3か月末日まで

【再発行】　　　　盗難・紛失又は滅失に対して再発行はしない

【事業の今後の流れ】

○令和6年5月　　　　　 おむつ券取扱店舗を募集　（市）

　　　　　　　　　　　　　令和6年5月～7月まで取り扱い店舗を募集

○令和6年8月　　　　 店舗登録　（協力店舗）

　　　　　　　　　　　　　登録いただいた店舗におむつ券での購入や市への請求等について説明

○令和6年9月末～　　 おむつ券の配布 （市）

　　　　　　　母子保健推進員が令和6年4月1日生まれ以降の生後6か月頃、生後

10か月頃の乳児宅を訪問し、おむつ券を配布

※母子保健推進員：母親が安心して子育てができるよう、身近な育児の相談者として市が行う養成講座を受講し、市が依嘱をした方

○令和6年9月末～　　　 オムツを購入　（対象者）

　　　　 保護者がおむつ券を使用し、登録店舗でオムツを購入

○令和6年10月～　　　　 登録店舗よりおむつ券を市に請求　（登録店舗）

登録店舗より1か月分をまとめて、翌月10日迄にこども家庭課に請求。翌々月の5日までに各事業所に支払い